

はじめに

平成25年6月に、「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年10月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定、同年12月に、本県でも「長崎県いじめ防止基本方針」が策定されました。

長崎県いじめ防止基本方針では、国の基本的な方針を基に、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策について示されています。その中で、各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」等について、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示すように求められています。

本県では、これまでも「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、平成19年に「いじめ対策ハンドブック（第4改訂版）」、平成25年に「いじめのない学校・学級づくり実践事例集」を発行し、いじめの問題の解決に向けて、取り組んできました。

いじめはだれもが被害者となり、加害者にもなりえます。だからこそ、一部の児童生徒の対応だけでなく、児童生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめ防止に向けて主体的に考えて行動できるようにすることが大切です。

そこで、本冊子は、いじめについての基本的な考え方を全職員が共通理解し、いじめの予防と対応における教職員の実践力の向上を図ることを目的として作成しました。また、いじめを減らすには、教職員が組織的に対応することはもちろんのこと、児童生徒同士の望ましい人間関係づくりを促進するなどといった予防が最も重要であると考え、「いじめの予防と対応における校内研修プログラム」を開発しました。

この校内研修プログラムの開発にあたっては、諫早市立伊木力小学校、同市立真城中学校の協力を得て実践、検証していただいたものであり、小、中学校だけでなく、高等学校、特別支援学校においても、直ぐにでも活用できるものとなっています。

本冊子を各先生方が活用され、「子どもたち一人一人が一層輝き、安心して学べる学校、学級」になりますことを切に願っております。

長崎県教育委員会

目次

第Ⅰ部 理論編

1	いじめの定義	2
2	いじめの態様	2
3	いじめの理解	3
4	いじめの予防	4
5	いじめの対応（早期発見・早期対応）	7
6	関係機関との連携	9

第Ⅱ部 実践編

	教職員の実践力を高める校内研修プログラム【年3回】	10
	【プログラム1】「いじめの理解」と「学校いじめ防止基本方針」 の共通理解を図る研修	11
	【プログラム2】いじめの対応の研修 (インシデント・プロセス法を取り入れた事例研究)	12
	【プログラム3】いじめの予防の研修 (児童生徒同士の望ましい人間関係づくり)	17

第 I 部 理論編

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つということが大切であり、この考え方はこれまでと変わりません。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等の「組織」で行うことがこれまで以上に重要です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。さらに、近年、若者を中心に通信や通話ができるコミュニケーションアプリが急速に普及したことによるインターネット上のいじめについても明記されました。

2 いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

どんな学校でも、どんな学年でも、いじめは起こりうる

国立教育政策研究所の調査『いじめ追跡調査 2007-2009 Q&A』（平成22年6月）では、いじめが起きやすい学校とそうでない学校、いじめが起きやすい学年とそうでない学年というものが存在しているわけではないこと、また、いわゆる特定の「いじめられっ子（いじめられやすい子ども）」や「いじめっ子（いじめやすい子ども）」も存在しないことが示されています。つまり、どんな学校でも、どんな学年でも、いじめは起こりうるというのが、正しく客観的な事実認識なのです。このことを踏まえ、いじめの予防を前提とし、早期発見、早期対応に組織的に取り組むことが重要です。

いじめは決して許されない

「いじめは決して許されない」という強い認識を全職員が持つことが重要です。「いじめられる側にも問題がある」「いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もある」といった誤った考え方は認められません。

また、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促していくことも大切です。いじめの問題が自分たちの問題であることをしっかりと認識させ、いじめの解決に向けて、児童生徒が主体的に取り組むようにしていくことが重要です。さらに、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発も必要です。

いじめられている子の立場に立った親身な支援を行う

いじめられている児童生徒の立場に立って、その児童生徒の悲しみや苦しみ、不安などを共感的に理解することに努め、その児童生徒の思いや願いを大切にしたい関わりが大事です。「それぐらい大丈夫」「気にしすぎではないか」という、指導者側の誤った考え方は許されません。このような考え方で、いじめられている児童生徒に関わると、いじめられている児童生徒は、指導者に対して心を閉ざし、適切な支援を行うことができなくなります。また、保護者にも不信感を抱かせ、ますます解決から遠ざかっていくことが危惧されます。いじめられている児童生徒を全力でいじめから守る（心身の安全を保障・確保する）ことを基本姿勢とし、組織的にいじめに対応していくことが重要です。

4 いじめの予防

いじめを減らすにはいじめを予防する（未然防止に取り組む）しかない

前述の国立教育政策研究所の調査では、いじめの被害にしても加害にしても、一部の特別な児童生徒だけが関わっているわけではないことが指摘されています。いじめの問題は、決して一部の児童生徒だけが被害者となり、加害者となり繰り返している問題ではないのですから、一部の「気になる子ども」だけに一生懸命に関わっていれば解決していくといったことにはなりません。また、事後対応をいくら徹底しても、新たな児童生徒が次々に被害者になり加害者になる状況が放置されている限り、いじめが繰り返される状況は変わりません。つまり、いじめを減らすにはいじめを予防するしかありません。すべての児童生徒を対象に「未然防止」に取り組むことが重要です。児童生徒同士のトラブルを減らし、望ましい人間関係をつくっていくことは、いじめを予防することにつながります。学級でできる、いじめを予防するための取組としては、構成的グループ・エンカウンター、ソーシャルスキル教育、ストレスマネジメント教育などがあります。

「学校いじめ防止基本方針」を全職員で共通理解し、共通実践をする

各学校で策定する、「学校いじめ防止基本方針」は、実効性のある具体的な実施計画や実施体制などが定められている、「行動計画」でなければなりません。

「学校いじめ防止基本方針」には、「いじめの予防」(未然防止のための取組等)、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「早期対応」(発見したいじめへの迅速で適切な対応)、組織体制、校内研修などを適切に位置づけ、明確にしておく必要があります。

そして、この「学校いじめ防止基本方針」を単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていくためには、この方針を全職員で共通理解し、共通実践していくことが重要です。

いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を進める

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめ防止に向けて自分たちでできることを主体的に考えて行動することが必要です。そのために、すべての児童生徒にいじめの問題への取組についての意義を理解させ、主体的に参加できる活動にしていくことが求められます。そこで、次頁の資料1「いじめについて理解を深め、予防策を話し合うための指導計画」を参考に、児童生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期として考えられる4月下旬や9月上旬など、いじめについての話し合いを学級活動などの年間計画に位置づけた上で、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにすることが重要です。

資料1

いじめについて理解を深め、予防策を話し合う(指導計画例:3時間)

【1時間目】4月 題材「いじめについて理解を深めよう (いじめってなに?)」	
導入	○学級目標を作るときのアンケート結果から、「いじめがないクラスにしたい」という意見が多かったことをもとに、本時の学習への意欲を高める。
展開	○どのような内容、行為が、いじめになると思うか、一人ずつ考え、付箋紙に書く。 ○班でそれぞれの考えを出し合い、出された考えを分類する。 ○全体で、いじめの態様(具体的な内容、行為)について確認する。その際に、教師が文部科学省のいじめの定義と態様(具体的な内容、行為)について説明する。
終末	○いじめの態様(具体的な内容、行為)に照らして、これまでいじめをされていたか、いじめをしていたか、自分の経験を振り返り、気付きや感想を書く。 ○これからのめあてをワークシートに書き、発表する。 ○教師の話聞き、次時におけるいじめをなくすための話し合いへの意欲を高める。

【2時間目】4月 題材「いじめの予防策を考えよう (いじめをなくすためには?)」	
導入	○前時の気付きや感想を発表する。 ○いじめをなくそうとする意欲を高める。
展開	○いじめをなくすためにどうしたらよいか、一人ずつ考え、付箋紙に書く。 ○班でそれぞれの考えを出し合い、出された考えを分類する。 ○各班の考えを全体で話し合う。 ○個人、学級、学校などで取り組むことを決める。
終末	○これからのめあてをワークシートに書き、発表する。 ○教師の話聞き、めあてに向かって取り組もうとする。

【3時間目】5月 題材「あたたかい言葉でいっぱいにしよう(フワフワ言葉を増やそう)」	
導入	○学級から無くしたい言葉(チクチク言葉)と学級で増やしたい言葉(フワフワ言葉)について出し合い、学級をあたたかい言葉(フワフワ言葉)でいっぱいにする意欲を高める。
展開	○班のメンバーに対して、いろいろな場面に応じた、あたたかい言葉(フワフワ言葉)をかけ合う(ロールプレイング)。 <進め方> ・発表者(フワフワ言葉をかけられる人)は、今がんばっていることや最近がんばったことなどを発表する。 ・班のメンバーが発表者に対して、フワフワ言葉をかける。 ・発表者は、感想とお礼を述べる。
終末	○活動後の感想やこれからのめあてをワークシートに書き、発表する。 ○教師の話聞き、めあてに向かって取り組もうとする。

※ 児童生徒の発達段階に応じて工夫し活用してください。

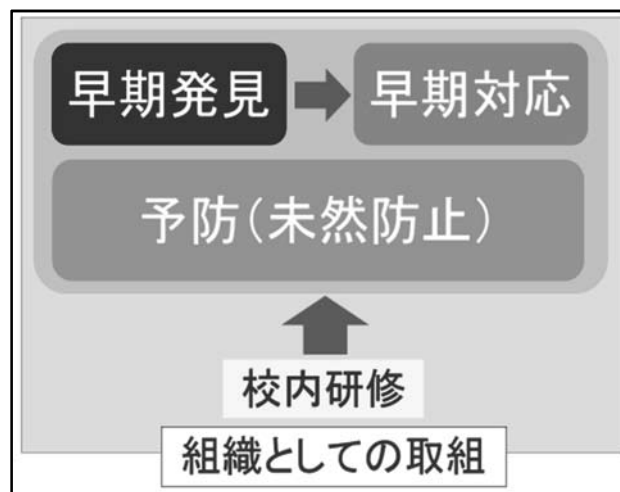
いじめについて理解を深め、予防策を話し合う活動の1時間目では、児童生徒に、「いじめ」とはどのような言動なのか、みんなで話し合わせます。その際に、教師が文部科学省のいじめの定義と態様（具体的な内容、行為）について説明し、いじめの態様を確認します。もしかすると、悪口や仲間外しなどのいじめを、実際に自分自身が行っていることに新たに気付くかもしれません。児童生徒が、いじめの態様についてしっかりと理解し、いじめをなくそうとする意欲を高めることが必要です。

2時間目では、児童生徒にいじめをなくすために、自分たちでできることを話し合わせます。児童生徒の創意工夫ある意見の中には、個人レベルで取り組むこと、学級レベルで取り組むこと、学校全体で取り組むことなどが考えられます。その中でも、学校全体で取り組むことは、児童会、生徒会で話し合わせるようにします。このような取組を通して、全校の児童生徒がいじめをなくすために、主体的に活動できるようにすることが必要です。

3時間目では、児童生徒にとって身近な言語環境を改善していくように話し合わせます。「冷やかしかからかい、悪口」は、暴力を伴わないので軽微なものと考えられがちですが、いじめの態様の中で最も多いものです。児童生徒自らが自分たちの学級・学校に、あたたかい言葉（フワフワ言葉）を増やしていくように実践意欲を高めていくことが必要です。

予防（未然防止）を基本とし、早期発見、早期対応に組織的に取り組む

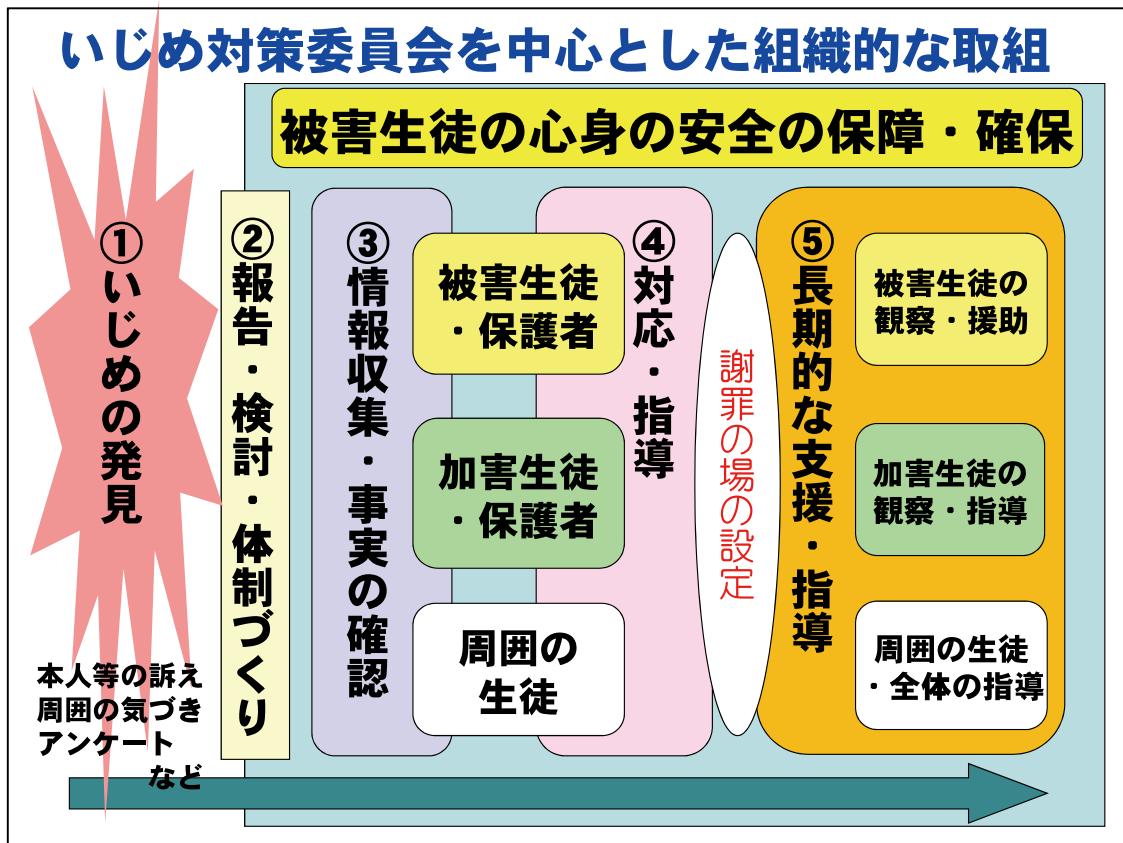
いじめのない学校づくりを進めるためには、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」を基に全職員が組織的に取り組むことが重要です。基本的な考え方としては、いじめを生まないように“予防（未然防止）”に取り組むことを基本とし、いじめを早期に発見し、早期に対応するようにします。そして、いじめの予防と対応に関する教職員の実践力の向上を図るために、年間を通じた計画的な校内研修を実施することが重要です。



5 いじめの対応（早期発見・早期対応）

いじめは、いじめを生まないように「予防」に取り組んでいたとしても、いじめが起きる可能性があります。そこで、いじめを発見し、どのように対応していけばよいのか、いじめの対応の基本的な流れとそのポイントを示します。

いじめの対応の基本的な流れ



基本姿勢

『いじめ』の判断は、「いじめられた児童生徒の立場に立つて行う」という認識の基に、いじめられている児童生徒を全力でいじめから守る（心身の安全を保障・確保する）ことを基本姿勢とし、いじめ対策委員会で組織的に対応していくことが重要です。

いじめの対応のポイント（小学校の場合は、生徒を児童と読み替えてください。）

①いじめの発見

本人やその保護者からの訴え、または、担任の観察や面談、アンケートなどにより、いじめの兆候をいち早く発見し、早期に対応を図ります。

②報告・検討・体制づくり

いじめを発見したら、発見した教職員が一人で解決にあたるのではなく、いじめ対策委員会（学年主任、生徒指導主事・生活指導主任、管理職等）に報告をし、学校全体で今後の対応について検討します。そして、解決に向けた体制づくりを行います。

③情報収集・事実の確認 ④対応・指導

事実の確認の順序

事実の確認の望ましい順序は、「いじめられている生徒」→「周囲の生徒」→「いじている生徒」です。

いじめられている生徒に対して

いじめられている生徒に対しては、これまでの苦しみを受容するとともに、全力でいじめから守ることを約束するなど、心身の安全を保障・確保することが大切です。そして、事実関係を聞き、今後の対応を一緒に考えていきます。その際に、必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了解を得ることを忘れてはいけません。

いじている生徒に対して

いじている生徒に対しては、いじめられている生徒や周囲の生徒から聞いた内容との事実確認を確実にを行います。その際に、本人の話を傾聴しながらも、嘘やごまかしは許さないという厳しい姿勢が必要です。そして、いじめられている生徒は大きな苦しみや悩み・不安を感じていることを相手の立場に立って考えさせ、反省して謝るように導き、謝罪の場を設定します。ただし、いじている生徒の本心からの反省がないうちに、形式的に謝罪の場を設定することはかえって混乱を招くことがあるので慎重に対応します。当然、いじている生徒の保護者への報告は不可欠であり、保護者としての相手への謝罪、当該生徒への指導等、解決に向けて連携を進めます。

周りの生徒たちに対して

いじめられている生徒の気持ちを理解させるとともに、いじめへの同調や傍観はいじめ行為と同じであることや、いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させることが大切です。また、いじめを止めさせることはできなくても、保護者や教師、友人など周囲の人に知らせる勇気を持たせることも必要です。

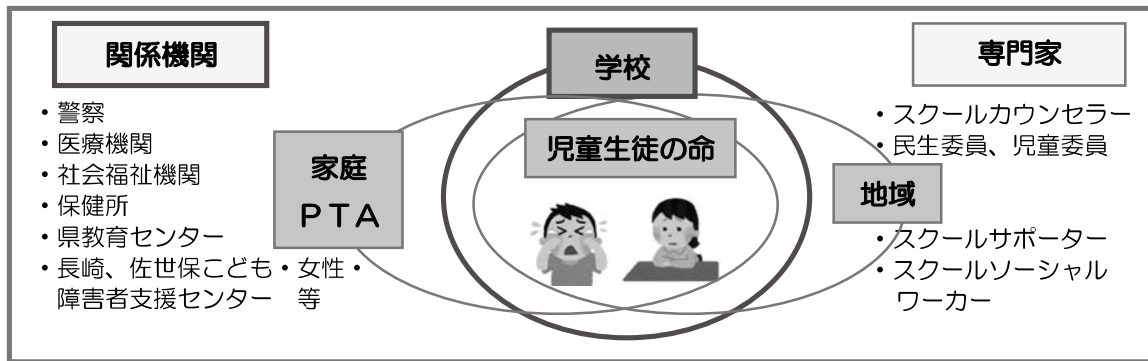
⑤長期的な支援・指導

対応・指導後も、いじめられていた生徒・いじていた生徒には、定期的に面談を実施し、必要に応じて対応します。具体的には、いじていた生徒の様子を注意深く見守り、いじめられていた生徒の心身の安全を保障・確保しながら、明るく楽しい学校生活が送れるように見守ります。それと並行して、生徒会活動等の一環として「いじめを許さない・お互いを認め合う」学校・学級づくりを進めることが必要です。

なお、②報告・検討・体制づくり、③情報収集・事実の確認、④対応・指導、⑤長期的な支援・指導は必要に応じて、行きつ戻りつしながら行っていきます。

6 関係機関との連携

「学校いじめ防止基本方針」に沿って、全職員が組織一丸となり、いじめの予防、早期発見、早期対応に取り組むことはもちろんですが、場合によっては、学校の組織的な対応だけでなく、家庭・地域・関係機関や専門家との連携も必要です。



スクールカウンセラー

児童生徒が抱える心の問題等に適切に対応するため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高・特別支援学校に配置・派遣しています。スクールカウンセラーは、児童生徒へのカウンセリングを行うほか、校長等の指導の下、児童生徒のストレスマネジメント等の教育プログラムの実施や教職員のカウンセリング能力向上の研修、保護者に対する講演、研修会等を行うことができます。

※小・中学校の派遣依頼は、関係市町教育委員会に相談ください。

※県立学校の派遣依頼は、長崎県教育庁義務教育課児童生徒支援室に相談ください。

スクールサポーター

平成25年「いじめ防止対策推進法」が策定され、県の基本方針に「スクールサポーター等を通じて情報共有を進める」と示されており、今後学校と警察のパイプ役を担っていくものと期待されています。スクールサポーターは、警察官OBの方で、現在8警察署（長崎、浦上、時津、諫早、島原、大村、佐世保、江迎）に配置されています。県下（離島を含む）をブロックに分け、担当区域の学校への訪問活動を行うとともに、いじめや非行事案のような少年問題への対応、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

※連絡先は、スクールサポーターが配置されている8警察署内の生活安全課になります。

ヤングテレホン（少年サポートセンター）

県警察の少年課に設置された相談電話です。犯罪やいじめ（ネットいじめを含む）などの被害を受けて苦しんでいる児童生徒及び家族を専門の相談員が援助します。また、ネット上のいじめへの対応法については、文部科学省が作成した『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』が参考になります。

※連絡先

- ・ヤングテレホン TEL：0120-786714（平日9:00～17:45）
- ・サイバー犯罪相談窓口 TEL：095-820-0110（平日9:00～17:45）
- ・迷惑メール相談センター TEL：03-5974-0068（平日10:00～17:00）